

集中治療に携わる臨床工学技士の倫理綱領(案)

ver8(2016/9/9)

<前文>

集中治療を必要とする患者は、生命の危機に瀕しながら、医療機器によって治療や生命維持が図られている。医療機器の安全管理は、集中治療の根幹をなすものであり、集中治療における臨床工学技士の役割は重要である。

一方で、医療機器を用いた生命維持は多くの倫理的課題を抱えており、臨床工学技士はこれらの課題に適切に対応することが求められている。

本綱領は、集中治療領域に携わる臨床工学技士の倫理に関する基本姿勢を謳ったものであり、倫理上の基本的指針となるものである。

<集中治療における臨床工学技士の基本姿勢>

1. 集中治療に携わる臨床工学技士は、治療する重篤な患者の生命とその尊厳を守り、患者の利益を最優先する。

2. 守秘義務の遵守

臨床工学技士は、守秘義務を遵守し、患者の個人情報を適切に取り扱う。

<集中治療における臨床工学技士の業務実践>

1. 臨床工学技士は、医師の指示のもとに、他職種と連携して患者に対して医療機器適正使用に関する情報提供を行う。

2. 臨床工学技士は、医療機器が安全に使用され、患者の生命維持・回復に向け最大限に効果が発揮されるよう、医師をはじめとする医療者に提案すると同時に、医療機器の安全管理においてリーダーシップをとる。

3. 臨床工学技士は、医療機器の安全性を維持するため、医療機器および電気、医療ガス設備の保守・管理を適切に実施する。

4. 臨床工学技士は、実施した医療行為の内容を遅滞なく診療記録に記載する。

5. 臨床工学技士は、集中治療医学に関する知識を習得し、担当分野における進歩発展に寄与するための研究心をもち日々研鑽に励む。